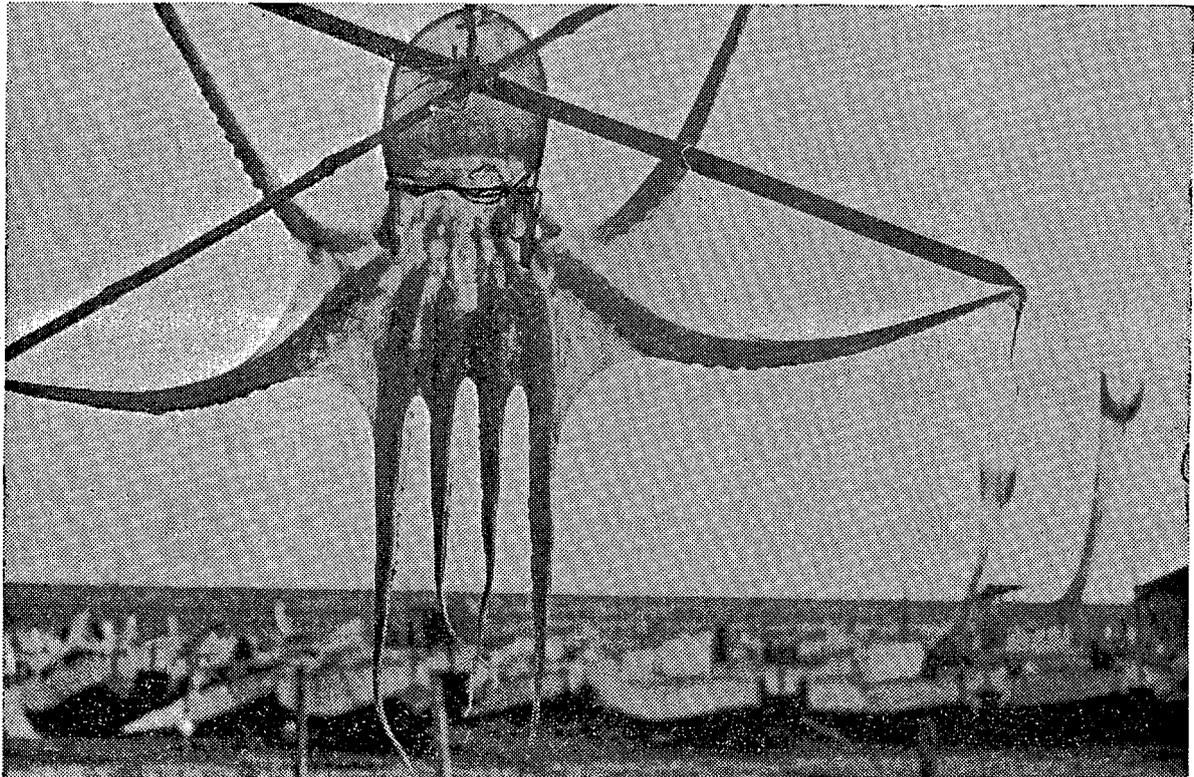


水拓

第卅八号昭和卅四年十月十五日発行
毎月十五日一回発行 一部 十円
昭和卅二年十月十八日 第三種郵便物認可

十月



兵庫県漁業協同組合連合会
財団法人 兵庫県水産業改良普及協会

水産ニュース

○ 全漁連企画のラジオ放送 漁協の時間

系統広報活動の一環とし、又直接漁家の実生活に役立つものとして「役にたつ番組、愛される番組」をモットーとしたラジオ放送を、かねてより全漁連において検討をされておりましたところ、いよいよ十月一日より日本短波放送により「漁協の時間」として放送されることになりました。放送時間は毎日午後五時五分より二十分までの十五分間で、企画は全漁連で製作は農林放送事業団がそれぞれ担当されます。

皆さんの御家庭でも毎日午後五時五分には、ラジオのダイヤルは日本短波放送に、そして耳は「漁協の時間」にかたむけられますよう望んでおります。

○ 林崎漁業協同組合

水産資源保護培養功労者

として表彰さる

去る十月十日午前十時から皇太子の御臨席を仰ぎ、茨城県大洗町で開

催された日本水産資源協会主催、水産庁その他水産関係各団体後援による第三回放魚祭ならびに水産資源保護全国大会において、本県の林崎漁業協同組合は多年にわたるマダコ資源の保護培養事業に尽したその功績により栄ある表彰をうけた。

(調整係)

◎ 第一兵庫丸初出漁の

壮途に就く

福岡市徳島造船株式会社に於て建造中であつた我等の第一兵庫丸(九九五九)は九月十四日午後十時引渡し並に同事務手続き一切を完了す。

同日北九州方面に近接中の台風十四号回避の目的もあり引渡し完了後直ちに同港発愛媛県三瓶湾に向ふ。翌九月十五日十四時三〇分三瓶湾に入港、待機中の三瓶サバ船団に合流、他船と共に荒天準備を完了し十四号台風へ備ふ。

九月十六日台風も無事通過船体異状なし。

九月十七日以降船内整理並に出漁準備作業開始。

九月二十五日愛媛県鯖漁業経営協議会(香川・岡山・兵庫の各県の業

者参加)開催され本年度の東支那海に於ける鯖はね釣漁業に関する対策協議並に船団行動に関する打合せし本年度の出漁を十月四日に決定す。

九月二十六日日本県よりの乗組員精鋭十二名無事乗船し、以後はね釣練習実施、

十月一日乗組員全員(四十名)の管海官庁への手続き完了。

十月四日十時三瓶港を出港す。

十月五日午前四時福岡に寄港、積込並に船体一部手直し完了。

十月六日十六号台風回避のため出港見合はす。

十月七日午後一時岡山県所属吉備丸と共に東支那海漁場に向け勇躍初出漁の壮途に就く。

十月九日夕刻予定漁場に到着。同夜より直ちに魚群探査並に操業開始。現在東支那海中部を行動中。

第一兵庫丸の前途に幸多かれと県下漁民一同衷心より祈るや切なり。



目次

水産ニュース	1
漁協共販の運営について	
流通係 岸技師	2
逃げたハマチ	
由良かん水養殖場のこと	
田寺伸彦	8
漁業今昔	
いわしの巻(1)	
平岡安民	11
(研究紹介)	
日本産魚類の稚魚期の研究	
水試 K生	14
台風十五号の	
水産被害状況	
水産課調整係	14

漁協共販の運営について

流通係 岸 技 師

漁協経営の基盤をなすものは販売事業であり、販売事業をうまくやっているかどうかは、そのまま組合経営がうまくいっているかどうかにつながるというところも過言ではないと思います。

販売事業を行っていく上において、いろいろと事情もあり一概にはいえないと思いますが、まず魚価の向上安定を図ることが第一の問題でありましょう。それには、地域により又単協個々の性格等により多少の差異があっても、販売方法の改善を行うとか、販売施設の充実を図るとか、或いは鮮度保持を考えると、又魚種によっては販路の開拓を推し進めるなど、いろいろと研究改善を行っていかねければならないと思います。

しかしこれらの問題と共に重要なことは、販売した後の代金回収、債権の確保という問題を忘れてはならないことです。例えばA組合と、B

組合について魚価を比較してみるとA組合の方が全般的に高くなっている、ところが代金回収の面はB組合の方がよく、A組合では相当長期間の売掛金が残っており、又代金回収も厳しくない、従って組合は資金難に陥り経営は行詰り状態となっている。このことは、A B両組合で買

い受ける同じ買受人が、取り立てが厳しいB組合よりも、代金支払に楽なA組合の方を少々高値にしてもよいと考えてのことか、或いは少々の高値を理由に掛の取立の緩和を予め話し合っておくと、いうやり方で、こんなことでは魚価がよいのやら何やらわからないことになります。

売掛金の回収が順調にいつている間は、大した支障をきたさないのです。さほど意に止めないでいてもそれですみますが、さて一度コゲ付にでもなると、然もこれが他に伝染していくようなことにもなると、たちまち資金繰りに困り、借金に借金を重ね

ていく、一方コゲ付に対する対策が講ぜられてないので手の施しようがない、このような状態になってからワイワイさわいでみてももう遅いのであって、このようなことを未然に防止するために予め充分な対策をたてておくことが是非必要です。

組合内部に「販売事業規程」が定められてありますか

組合を運営していく上において、そのよりどころとなる定款はありませんが、事業執行の細部にわたる事項を規定した「販売事業規程」が定められている組合は少ないようです。

売買契約の締結とか、保証金、保証人の問題、不良買受人に対する売止措置等販売事業を行う上においてとられる種々の措置について根拠となる規定の制定があれば、それがやりやすく又買受人に対しても強く当てるのではないかと思います。

代金回収は円滑にいつていますか

代金回収を円滑にやるためには、入手の充実を図らなければなりません。入手の充実といっても、必ずしも人員を増やすことばかりではありません

せん、各部門間の協調をはかることによってもそれは達せられます。私は庶務をやっているのです、私は検算をやっているのです、とそれぞれ自分の場所だけに閉じこもって他部門のことはしらぬ顔でいるようなこととはありませんか。お互に協力し合っていくことに各自が意をつかわなければなりません。職員の自覚はもとより、指導的立場にある役員も充分心掛けなければならないことと思います。人員の絶対数が不足しているため回収がはかどらないと認められた時は増員も考えなければならぬことは勿論です。

代金回収特に期限経過後の債権取立ほど、取立に当たっては慎重にやらなければならない。相手債務者に誠意があつてなんとか支払に応じようとする様子が見えた場合には、できるだけこちらが協力的に何度も足を運んで、かえって相手方から気の毒がられるまでにすれば何んとか解決がつくのではないのでしょうか。

これに反して誠意なく、自分名義の財産は他人名義にし、何んだかんだと支払を拒否するような悪質者に対しては、これではとても手がつけられないと簡単に締めず、その相手の弱点を探し出し、これを追求して

でも取立てを行っていくべきであります。辛抱強く根負けしないことが肝心です。

要するに「人によって法を解け」で相手の人となりを充分見極めて硬軟何れによるかを決めるべきであります。

ともあれ債権の取立は相当苦勞を要するものでありまして、四苦八苦する前に充分の対策を講じて置かなければなりません。

債権確保はこうしています

か

一、債務者の信用、財産状況等の調査

取引相手方の信用状況の調査は取引開始前に充分やっておくことが常識であります。開始後においても貸倒れ発生の予防、債権回収の促進のため是非必要なことでもあります。

債務者所有の不動産については登記上どうなっているか——既に低当権の設定などがあるかどうか——を確認しておく必要があります。又債務者のもっている売掛金の、売掛先とその金額とか、債務者が法人である場合には、その理

事個人の財産、信用状況についても充分調査しておく必要があります。債権が不良化している場合には、債権が競合している場合が多いと思いますが、他の債権者の動きについてもよく気を配らなくてはなりません。

二、債権が時効にかからないように注意すること

時効というのは、法律によって或る一定期間権利を行使しないことによつて、その権利を失う（これを消滅時効といい、一定期間占有又は準占有を継続することによつて権利を取得するのを取得時効といいます）制度でありまして、売掛金を一年間放っておき、その間催促もしなければ相手方に売掛金があることを承認もさせなかつたという場合にはもはやその売掛金の回収は不能になってしまいます。

又法律には時効にかからないようにする（時効中断）ためにはこれこれのことをしなければならぬと定められてありますから、この中断の措置を忘れてはなりません。

時効中断の措置としては

1 請求による中断

(イ) 裁判上の請求……目的物引渡（代金支払）の訴、或いは権利（債権）存在確認の訴等の訴を提起することであり訴状を裁判所に提出した時に時効は中断します。

(ロ) 支払命令……訴状を裁判所に出して債務者に支払命令を発してもらうもので、債務者から異議の申立がなければ仮執行の申立をし、仮執行の宣言付支払命令に異議申立がないとき又は異議却下の決定があれば、支払命令は確定判決と同一効力を有するものとなり、時効中断は、申請の時に効力を生ずると解されています。

(ハ) 和解……当事者が自発的に裁判所に和解の申立をして紛争を解決する方法で、当事者互に譲歩して解決します。（即決和解）和解が調ったときの和解調書は、確定判決と同一効力を有するものとなります。和解が調えば、和解の申立をした時に中断があつたものと解されています。和解が調わない時、和解の

ための呼出に相手方が出頭しない時は、一カ月以内に訴を提起しないと時効中断の効力は、生じないこととなります。

(ニ) 調停……和解の如く当事者の歩み奇りによる解決でなくて、調停委員会による調停によつて解決しようとするもので、調停成立は裁判上の和解と同一効力を有するものとなります。時効中断に関しては和解と同様に取り扱われるものと解されています。

(ホ) 破産手続参加……債権者は裁判所の定めた期間内にその債権の内容を届出て、破産手続参加をすることによつて時効は中断します。勿論請求が却下された時は中断しません。

(ヘ) 催告……債権者が債務者に履行の請求をすることで、配達証明付内容証明郵便によるのが普通です。催告によつて時効中断とはなりません。催告後六カ月以内に、裁判上の請求、和解、破産手続参加、差押、仮差押、仮処分等の行為をしなければ効力が失われることとなりますので、時効中断の予備的措置であると考えておかなければなりません。

せん。従って催告を繰返しても
中断の効力は生あません。
2 差押、仮差押又は仮処分によ
る中断

強制執行又は強制執行の保全の
ため、差押又は仮差押、仮処分が
実施されますが、その命令が実施
されれば中断の効力を生ずること
になります。

3 承認による中断

債務者が債権の存在を認めれば
中断の効力を生ずることになりま
す。例えば債務者から支払猶予の
申込があれば承認になるし(消印
ある封書も共に保存しておく事)
一部の弁済があつて、それが一部
であることを認めてすれば全部の
承認になります。

三、手形、小切手をとるの

も一方法

売掛金について不安がある場合
に約束手形、為替手形、先日付小
切手を受取っておくことも債権確
保の一つの方法であります。

この場合に、支払場所を銀行その
他の金融機関に指定しておくこと
は、相手方に心理的な制約を加え

ることとなり必要です。ただし、
現今では手形、小切手だけでは必
ずしも信用確実とはいえません。
振出人が会社である場合、会社の
重役と手形保証人又は裏書人にし
ておくとういと思ひます。

四、担保設定による確保

担保の種類としては、質権、抵
当権、譲渡担保等があり、譲渡担
保は、担保の目的をもって物(例
えば船など)の所有権を移転する
が、その物は債務者が使用できる
という担保の方法で、何れも当事
者の契約によって設定します。

担保の設定は、債務者に心理的
圧迫を加え、弁済を促し、不履行
の場合には目的物によって優先弁
済を受けようとするもので、そこ
には必ず債権が存在していること
になるわけでありますが、漁協と
仲買人等との間の継続的販売契約
においては常時債権が存在すると
は限らず、将来生ずるであろう債
権を担保するために質権、抵当権
(根抵当という。)が設定されて
も有効となります。

五、保証人を立てさせる

漁協、仲買人間の継続的販買契

約の場合、初めから保証人を立て
させることは、四の場合と同様に
有効とされています。

(イ) 保証の成立……保証の成立は
保証人と債権者との間の契約に
よるのでありますが、実際には
契約書に保証人が捺印して債務
者に手交し、債務者がこれを債
権者に渡して契約を結ぶ例が多
い。この場合債務者は保証人の
代理人又は使者であると解して
おけばよろしいのです。

(ロ) 保証の性質……保証人は、主
たる債務者が債務を履行しない
とき第二次的に履行責任を負う
もので、主たる債務者が弁済す
れば保証人の保証債務はなくな
ることは当然であります。又主
たる債務が契約の無効等のため
成立しなければ保証債務も成立
しないことになるし、主たる債
務が消滅時効にかかれば保証債
務も時効となります。然し次の
ような場合には保証債務には影
響しない事を知っておくこと。

若し主たる債務者が死亡し、
相続人が限定承認をした場合に
は、その結果相続人の責任は減
少しますが、保証人には何の影
響をも及ぼさないと解されてい

ますから、残額については保証
人に追求できることになりま
す。

(ハ) 連帯保証……保証は、主たる
債務者がその債務を履行しない
とき第二次的に履行する責任を
負うものであることは前述のと
おりでありまして、債務者の不
履行があつたとき債権者は、保
証人に履行の請求をするわけで
ありますが、その際保証人は、
もう一度主たる債務者に督促し
てくれとか、債務者にはまだ弁
済能力があるからそれを先にし
てくれということができます。
これを法律上抗弁権といひます
が、連帯保証人の場合は、この
抗弁権がないのでありまして、
この点が単純保証と連帯保証の
違いとなっております。

なお商法によって商事保証の
場合は、全部連帯保証とされま
すから、漁協の販売掛金に関
する保証は、連帯保証となりま
す。

(ニ) 保証人の選定……保証人とな
る人は、誠実なる人物で、且つ
充分弁済の資力を有する者でな
ければならないことは論をまた

ないのではありませんが、次のことに注意する必要があります。

(1) 会社が保証人となるときは合名会社の場合は総社員の同意、(定款で定められているときは別)株式会社の場合は株主総会の特別議決がなければ無効となりますから、それらの手続を経ているかどうか確認することが大切です。

(2) 保証人の住所はできるだけ債務者の住所と近接していることが便利です。

(3) 組合の役員を保証人とすることは避けたい方がよい(理事が保証人となる場合には監事と契約しなければ無効となります)。

(4) 債務者の所有財産を妻子名義にして執行を免れようとする場合もあるから、その予防策として債務者の妻子も保証人とするのも一方法でありましょう。

以上は販売事業を行う上において特に販売後の債権確保について注意すべき事項を簡単に述べたものでありまして、実際に事に当る場合は、当面の問題をまだまだ深く掘り下げて研究する必要があります、その上に法

律専門家(弁護士等)ともよく相談して事を処理しなければならぬことを特につけ加えておきます。

なお参考までに保証契約、売買契約、販売事業規程の一例を載せましたから、個々の組合に一番適したこれらの整備を進められるよう願っております。

(保証契約書例)
鮮魚介類売買契約債務保証書

売主 ○○漁業協同組合
組合長理事 氏 名

買主 住所 氏 名

右当事者間の鮮魚介類売買取引契約に定めた債務を、買主が不履行の場合、左記金額を限度として保証人において、その債務を連帯して履行いたします。

記 金 万円也
昭和 年 月 日

住所 連帯保証人 氏 名 印

○漁業協同組合長殿
(売買契約に付随して保証契約をする場合の例)
鮮魚介類売買取引契約書

○漁業協同組合を甲とし、○○○○を乙とし、甲乙両当事者は、甲が競売する鮮魚介類を乙が買い受けるに当り、その取引につき次のように鮮魚介類売買取引契約を締結した。

第一条 乙は、甲との取引については甲の定める取引方法を誠実に遵守しなければならない。

第二条 乙は、販売その他一切の取引に係る支払を、その取引日の翌日にしなければならない。

2 甲は特別の理由があるときは、乙の支払期日を延期することができる。ただし、取引日の翌々日に引き続くその月の五日、十日、十五日、二十日、二十五日又は末日をこえては延期しない。

3 乙が前項ただし書の期日に支払わなかった場合は、その翌日から甲の定める遅延利息を支払い、且つ甲の要求に従い担保の提供をしなければならない。

4 乙は、甲から買い受ける限度額金 円を超過した場合においては、その超過額については、前項にかかわらず即時支払うものとする。

第三条 乙が甲に対する販売その他

一切の取引に係る支払を不履行にした場合は、保証人が乙と連帯してその弁済の責に任ずるものとする。

第四条 乙は、甲に対し鮮魚介類売買取引上の保証金として、金 円也を供託するものとする。

2 前項の保証金及び第二条第三項により提供した担保物は、乙が甲に対する支払義務を怠った場合、甲において随時その支払いに、これらを充当しられても何ら異議ないものとする。

第五条 乙がこの契約に定める事項並びに甲の定める共同販売規定に違背したときは、甲は、乙との取引停止その他の処置を執るも、乙において何ら異議ないものとする。

第六条 この契約の有効期日は、昭和 年 月 日までとする。

ただし、有効期日までには双方何ら意思表示をしない場合は、更に向う一カ年間有効とする。

右契約を証するため本書一通を作成し、甲、乙並びに保証人各一通ずつを保有する。

昭和 年 月 日
甲 ○○漁業協同組合

組合長理事 氏 名 ①

乙 住 所 氏 名 ①

連帯保証人 氏 名 ①

住 所 氏 名 ①

同 住 所 氏 名 ①

氏 名 ①

(側線カ所は事情により適宜制定されるべきカ所)

(販売事業規程例)

販売事業規程

目次

第一章 総則

第二章 漁獲物の販売方法

第三章 買受参加人

第五章 販売委員会

第六章 市場秩序

第七章 雑則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程は、組合員の漁獲物が公正に取引され、組合員の正当な利益を確保し、販売事業の円滑なる運営を図ることを目的とする。

(組合員の協力)

第二条 組合員は、販売事業が組合財政の主軸をなすことを充分理解し、この事業の堅実な発達の

ために、組合に対し常に積極的に協力しなければならない。

(登録)

第三条 組合は、〇〇〇番地に共同販売所を開設し、兵庫県魚菜市場条例に規定する魚市場として登録するものとする。

第二章 漁獲物の販売方法

(販売場所)

第四条 組合員はその漁獲物を、組合の共同販売所以外で販売してはならない。

2 止むを得ない理由によって前項以外の場所で、漁獲物を販売した場合、その代金を、組合において受領するよう措置するものとする。

(販売方法)

第五条 販売の方法は、受託販売を原則とし、状況により買取販売を行うことができる。

2 受託販売の場合は、せり売又は入札売を原則とし、状況により相対売を行うことができる。

3 前項の方法は別に定める。

4 組合員から求められるときは、委託出荷の手段をとることができる。

(組合の競売参加)

第六条 組合は何時でも競売に

参加し、買受けた鮮魚介類を組合の損益において出荷その他の処置をとることができる。

(共同計算による処置)

第七条 市況の如何によっては組合は、何時でも買受参加人への販売を停止し、委託者の共同計算で組合独自の処置をとることができる。

(販売代金の精算)

第八条 販売代金は、毎日締切り、別に定める販売手数料を控除し、更に組合員毎に一定額(燃油、資材、貸付金等の引当金)を控除し、残額を全額貯金に振替えるものとする。

(準用)

第九条 前条の規定は、第四条第二項の規定による共同販売所以外の場所において販売した場合に準用する。

第三章 買受参加人

(買受参加資格)

第十条 買受に参加できる者は従来から鮮魚介類売買契約を組合と締結している者であること。

(新規参加)

第十一条 組合は、次の場合役員会の審査により、新たに買受参加を承認することができる。

一 漁業者たる組合員が水産加工、鮮魚仲買業商を兼業するため、鮮魚介類売買契約の締結を願いだしたとき

二 かつて買受参加の資格を付与された者で、中断した事業を再開するため、鮮魚介類売買契約の締結を願いだしたとき

三 新たに買受参加人として鮮魚介類売買契約の締結を願いだしたとき

(代金決裁)

第十二条 買受参加人の買受代金は、販売日の翌日に決裁させるものとする。ただし特別の理由があるときは、販売日の翌日から起算して〇日以内に決裁させることができる。

2 約定した買受限度額超過分は、前項にかかわらず即日決裁させなければならない。

3 前項の超過分が入金するまで買受参加を停止することができる。

(支払遅延の措置)

第十三条 買受参加人が、買受代金の支払を所定の期限内に行わないときは、日歩 銭 厘の過怠金を課し、買受参加を停止することができる。

(債権確保)

第十四条 組合は、買受参加人と

の約定に当って売渡代金回収確保のため、保証金及び買受限度額を定め、組合の指示する人、又は組合の承認する人を所要人数だけ連帯債務保証人とさせ、又は担保物件差入れのいづれか一方、若しくは双方の措置を、買受参加人に求めるものとする。

2 前項の措置は、買受参加人の保証金、買受限度額、信用度等を勘案し、一人毎に役員会で審査する。

(契約の更新)

第十五条 鮮魚介類売買契約の期限は〇ケ年とする。

2 組合は、更新期日の一カ月前に各買受参加人に対し、契約更新の手続を要する注意をしなければならない。

(参加停止等)

第十六条 買受参加人で故意に市場価格を低落させようとする行為をなし、又はその謀議をなしたときは、即時買受参加を停止し、情状により除名することがある。

第五章 販売委員会

(委員会の組織)

第十七条 販売業務の正確を期するため組合に販売委員会を設置す

る。

2 販売委員会は〇名の販売委員をもって組織する。

3 販売委員は、役員の中から〇名総代の中から〇名を組合長が選任し、その任期は、一カ年とする。ただし、再選を妨げない。

4 組合長は、役員たる委員の中から委員長及び副委員長を指名する。

(委員会の任務)

第十八条 委員会は月一回開催して販売成績の検討、代金回収の査察を行い、役員会に報告するものとする。

(招集)

第十九条 委員長は、委員会を招集して、その議長となる。

2 副委員長は、委員長事故あるときはこれを代理する。

第六章 市場秩序

(衛生清潔の保持)

第二十条 市場内で作業を行う者は、食品衛生法に定める衛生基準に従って行動しなければならない。

(販売順位)

第二十一条 帰港船の販売順位は、先着順とし、順位の判定が困難なときは、漁船の抽せんにより順位

を定める。

(売買単位)
第二十二条 売買取引の単位は、重量とし、これにより難いときは、個数又は面売によるものとする。

(落札放棄の禁止)

第二十三条 落札人は、正当の事由がないのに落札を放棄してはならない。故なく放棄したときは当日の買受参加を停止することがある。

(取引終了後の処置)

第二十四条 取引の終了した後、販売終了時まで品目、品質等の相違に基く値引、増値の必要が生じたときは、販売責任者の立会を求めなければならない。

(開市時間)

第二十五条 市場の開市時間は、午前〇時から午前〇時までとする。ただし、組合長において必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(定休日)

第二十六条 市場の定休日は、次のとおりとする。

一月一日から一月 日まで
八月 日から八月 日まで
毎月 日

ただし、組合長において必要があ

ると認めるときは、休業日に臨時開市を行い、又は休業日を変更することができる。

(直接売買の禁止)

第二十七条 販売所内において直接販売をしてはならない。

(取引済魚介類の管理)

第二十八条 取引の終了した魚介類の保管責任は、取引終了時から買受参加人の責に帰する。

第七章 雑則

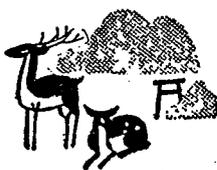
(員外利用)

第二十九条 組合員外の漁獲物の販売について組合員と同じ取扱いをなす。ただし、その手数料は百分の〇とする。

附 則

1 この規程は 年 月 日から施行する。

2 組合が既に締結した販売取引上の契約は、この規程により更新されるまでは、なおその効力を有する。



逃げたハマチ

由良かん水養殖場のこと

田寺伸彦

過ぎて、もう帰らない出来事を、一人アレコレ想い考えることを、人はつまらぬ秋の夜の時間の浪費と云うであろうか。

私は今もあの逃げたハマチのことを想って居る。

私の頭から今だにあの逃げたハマチのことが離れないのです。

この間の十五号台風にサラワれた淡路由良の養殖ハマチ八、〇〇〇尾が、惜しくて、惜しくてならないのです。あのイケスにもう一本余分に錨を打っていたら、助かって居たかも知れない。あの時、イケスをもっと北側に移動して居たら、こうもひどい被害はなかったかも知れない。いや、あの時吹いたと云う四九米の風では何んな事をしたって駄目だったろうに。いや、あのイケスのそばに居たあの船さえ流れなかったら、きつと助かっていたかも知れない。しかしあの台風が来る前にたとえ半

分でも魚を出荷する事に何故気が付かなかつたのだろうか。あのハマチが逃げて居なかつたら、少くとも一五〇万円は儲かるのだろうか。今になって、そんなことをどれ程云った

処でそれが何になることであろう。それにしてもあのハマチの群れは、どんな恰好で逃げたのだろうか、イケスの錨が切れて陸にプチ当たった時、ハマチの群は阿鼻叫喚して沈没船から脱れる船客の様に我れ勝ちに先を争って逃げたのだろうか。

それとも、今こそ天与のチャンスとばかり一番大きな奴の指揮に従って黙々と素早く集団脱走して行ったのであろうか。そして今頃は、喜々として彼等の改郷、広々とした青い大きな海に泳ぎ廻っていることだろうか。今となつては「さようなら、まあ元気でおやんなさい。」と、そう云ってやれるものなら云ってやりたい気持になるのだが、――

淡路の由良でもハマチ養殖をやってみよう、と考えられたのは去年の今頃でありました。新しい一つの仕事の最初の頃と云うものは、実に心細いものでその仕事に直接たずさわる人数は未だ少くなく又その人達にもう一つ自信めいたものが薄くて、心の中では何時も「こんな事が果してほんとにやれるのか」と呟いているのです。

かん水養殖場の適地を求めて、初めて淡路由良湾に行ったのは何時であつたか、もう忘れましたが、とにかく北風の強く吹く寒い日で洲本市普及員の山崎、片島両氏と共に波シブキをかぶり乍ら、有りあわせのテグスを石を付けて測深をした必細さは今も忘れずに覚えて居ります。それこそ至る処に養殖適地があると考えて居た由良の湾内を、その気で廻ってみると良い場所は案外に少なく然も去年福良でしたように漁網で入江の口を閉いで養殖場を簡単に形成出来ると云うような場所は一つも見当らず一時はガツカリして黙り込んで終いました。これが網イケスによる由良湾のハマチ養殖の原因となつたのです。

網イケスによるハマチの養殖は、勿論県下では未だ何処にもなく、一

、二年前から三重県、福井県、京都府方面で少規模乍ら行はれて居ることを聞いて居りましたので、これ等の詳しい話を聞くために洲本市の片島氏は京都、私は福井に急ぎ出張したのです。

ある一定の大きさの網イケスで、安全に養殖出来る魚の量ほどの位いかと云う事、これを知るためにはどんな調査をするのかと云う事、養殖網イケスの大きさはどの位が一番良いのかと云う事、これより大きく、これより小さいものは駄目だと云う大小の限界線のこと。それ等のことが少しでも判ればと考えて出張調査したのですが、結局の処よくは判らず、何れもが大体的見当と云うか所謂カンで行っており、何れもが目下研究中と云う処でありました。要するに魚が生きるために必要な酸素量と、魚が喰べた餌をよく消化し、よく生長するための運動量とその範囲の問題がよく判らないのです。例ばイケスを激しい潮流の上に置いた場合、魚が生きるために必要な酸素は極めて多く余る程あるでしょうが、そんな強い潮流に対して果してイケス自身もつかどうか、網を破られないだろうかと云う事も考えなければならぬのです。貴重な多くの金

を出して養魚を営もうと云うのですから、これは何うしても儲けなければなりません。より多く儲けるためには一定イケスに養殖可能ギリギリの量まで魚を入れたいでしよう。いや儲けのためならそれ以上にでも魚を入れたいと願うでしょう。当然のことです。しかし余り慾張ると酸素不足でバツサリとやられて終うのです。では「一体、何尾放したら一番良いのですか」やがて必ずなされるこの質問に、何んと答たらよいのだろうか、少く云っても悪い、多かったらなお悪い、実のところ私は困って居りました。三月下旬頃の事であります。

一方、地元の由良では次第に養殖事業の具体的な話が進み、どんな形で事業を実施し管理し運営するのかと云う事と、やはり果して儲かるかどうかと云う事とが論議の中心のようでありましたが、昨年の福良漁協の場合と同様に新しい仕事に対する一つの不安もあり仲々意見はまとまらず、一時は中止と云う話にまでなつた様ですが、結局由良の三つの漁協組が「由良町養魚組合」を結成し、これが事業の実施主体となることに決定し直ちに資金手当とか事業計画を進めることになつたのです。

「かん水養殖ですか、これは去年県営でやりましたから今年はもう駄目です」「同じ事業にそう毎年々々県費を出す訳には行きません」「いや、それがですね、同じかす水養殖と云いまして、今度由良でやろうと云うやつは去年の福良のような締切り式ではなく小さなイケスを幾つも作つて、それでハマチを養殖してみようと云うのです。勿論県下では切めての事業なんです。ですからこれがうまく行きますと、県下何処でも場所さえあれば簡単にしかも小人数でやれる事になるのです。締切式と違って浮いたイケス式ですから、いざ台風だと云うような時は安全地帯へ移動も出来るのです。」「なるほど」

僅かではありましたが由良町養魚組合に対する四〇万円の県費助成は、このような会話の後、決まつたと聞いております。県のこの決定にならつて洲本市でも市費四〇万円の助成を決め、由良におけるイケス式かん水養殖事業実施態勢は着々と整つて行きました。

イケスの大きさをどの位にするかは随分と迷い、又イケスの形状も四角のもの六角のもの八角のものとか色々考えてみましたが、残念乍ら自信

を持つて由良湾ではこれが絶体一番良い大きさと形であると云い得るものは見つかりませんでした。が、とにかく縦、横十米の四角、深さ四米のもの四コと云う設計をひきました。勿論これは唯ボンヤリとそう決めた訳ではなく、こんな考えから出たものなのです。

先ず、使用イケス製作費を一〇〇万円に決め、これを使用して養魚を行ないイケスと同額の一〇〇万円を純利益に上げ得る事を基本方針としました。そのためには養殖経費を一二〇万円とみて、養魚売上は三二〇万円以上なくてはならない。売上三二〇万円のハマチの重量は約三、二〇〇貫、一尾三〇〇匁とすると一六、〇〇〇尾、養魚歩留りを八分とすれば初めの稚魚は最低二万尾ということとなります。ハマチ稚魚二万尾を四ツのイケスに入れるとすればイケス一コは稚魚を五、〇〇〇尾収容可能のものでなければなりません。従つて、そのようなイケスはこの位の大きさであれば良いのだろうかと、と云う考え方でありませぬ。

イケス網地は四ケの内二コにクレモナ、二コにテレビロンを採用し、イケス一コにつき十五本十二節、十八本十節、二一本七節の三枚の網を養

魚の生長に応じて使用することにし側は孟宗竹、浮子はドラム缶(一コにつき十二本)、沈子はイケス敷四すみに石を付けることにしました。

そして次に来るものは四ケのイケスに収容する約二万尾の稚魚購入と云うことであります。「ハマチの稚魚は三重県で購入致します」と云う言葉は、もう今日のものでなくなつたやうです。と云うのは、各地でこの事業が行われ出した今日、三重県に行きさえすれば何時でも必要なだけの稚魚を頃合の値段では買にくくなつたからです。三重県における稚魚の漁具合にもよるでしょうが今年辺り各地からの需要約一五〇万尾に対し、応じたのはその二割位いしかなかつたと云う話で、しかも物凄く高値であつた相です。稚魚を売る側は良いとしても養殖場側では全く、水のなくなつた池の鯉に似た状態にさらされるのです。ハマチ成魚の売りは先ず平均の千円としたものですがこの稚魚に貫当り一七〇〇円も二千円も出し、それに運搬費等まで加えてはハマチの生長がいかに速くても、とても儲けにはならなかつたと思つたのです。稚魚は自分で獲りに行かなければならぬと考へます。この点、由良養魚組合長の合田

氏は見透しよく、すばやく福良の生船業者に高知県沖の稚魚採捕を請負せ首尾よく必要量の稚魚を確保し、七月一日の午後イケスに放養したのです。

私達はゆれ動くイケスの上に整列し、息子のおヨメさんを待つような気持で稚魚の到着を待ちました。去年福良の時もそうでしたが、全く生船で運ばれて来た稚魚をタモでバサリバサリと放養する時程、魚に愛情を感じることはありません。「稚魚よ、早く大きくなれ、大きくなったら良い値で市場に売ってやるぞ」まあ実際はそうだけれども、あの時は決してそんなふうには思いません。「何んとか無事に大きく育つように」と手を合せて拝みたい程の気持になるのです。犬や猫を長く飼っていると可愛さが増すように、ハマチであつてもそれと何等変ることはありません。弱って食欲のなくなつてい

る魚をみつけた時は、その口もとに餌をつきつけるようにして「そら、喰べないか、もつと喰べないと死んぢやうど」と云える程の気持になるものです。そして、そう云つた気持なしにハマチの養殖など上手に出来るものでありません。

ん水養殖事業をすることに無理のあることは始めから判つておりましたので、かねて覚悟はしていたものの現実には浜で買った四〇円の餌イワシが冷蔵賃や小運搬料を何回もとられ、いよいよ養魚に与える時には倍以上の八、九〇円についている事を知ると誰もが今更驚き、残念がりました。由良には未だ冷蔵庫がないのです。その為養魚経費の大半を占める餌料代が高くつき、やむを得ず餌料の節約となり養魚の生長を少し悪くした感があると思います。しかし魚にとつても腹八分目が良かったのか養魚は何時も極めて活発で、餌を喰う時等の元気さは驚くばかりでありました。五、六〇馬力位の船の航跡を思はせるような水流を起してイケスのそばの作業船をおし流し従業員を困らせた事さえありました。福良湾と違つて由良湾の水質は何時も良く、外海の水がよく流通して真夏が来ても水温は二八度より昇りませんでした。嫌なあの赤潮も発生しませんでした。放養時十二匁の稚魚は八月中旬には八〇匁、九月上旬には一三〇匁にまで生長しております。養殖は先ず順調な状態でした。そして養殖場はよろこびのうちに、夏を送り秋を迎えることになりました。

た。二百十日も無事に過ぎ、二百二十日も平穩に過ぎて、待望の養殖出荷時機が次第に近づいておりました。もうその頃はどのイケスも生長した魚で満員になっており、イケスの魚は大きな輪と云うより一つの渦になって元氣一杯廻つておりました。

売る時のために一度正確に魚の数を調べることにになり、組合長らとイケスの魚の数を一尾づつ数えた日の事は特に懐しく思います。魚のハネ飛ばす水しぶぎで全身ズブ濡れになつて、魚をつかみサツと離す瞬間、私の手のヒラに残るピリピリッと魚が体をフルはしたあの感触は今も忘れる事は出来ません。魚は全部で一七、六九三尾居りました。あの日の帰り途、船の中で何うも辺りが魚臭くて魚臭くて何うにも眠むる事が出来ないのです。「誰か、其処らに魚を積んでやがるな。全く迷惑な奴だ」そう思つて噴然と場所変えてみましたが、やはり臭いのです。おかしいなあ、とよくよく考えてみると何んと魚臭い迷惑な男は由良から手を洗はずに急いで船に乗った私自身でありました。そう気付いた時、私は本望であり得意でした。

「一万七千の魚だ。一尾一二〇匁

として約二千貫、貫千円で二〇〇万円か、今日までの経費がざつと百万、先ず百万は儲かつとる。予定通りだ。こりや良いぞ。」そんな事を考え乍ら私はウトウト眠つて終いました。今考えるとあれは夢であり、狸の皮算用でありました。あれから九月二十六日と云う最悪の日は、由良かん水養殖場にもぢきにやつて来たのです。台風十五号その大きさと云い、その進路と云い正に最悪のもので由良も福良も先ず駄目だと思つたには充分過ぎるものでした。或は、と思う奇蹟の期待もあの時の台風の様子からではとても無理でした。大きな時の流れに逆らう勇者の抵抗はあるいは強い力があるかも知れませんが、自然の猛威に立ち向う人間の努力の何んとはかないことか。あの時、私は現場には居りませんでした。だが、数時間後に必ず襲つて来る台風に対して組合の人々はきつと出来得る全ての事をし終つたに違いないでしょう。非常用の大きな錨を何本も打つた事だろうし、網の弱い部分は無論補強もし、ドラム缶の流失を防ぐ策も当然講じた事でしょう。しかし予想通りの時間の攻撃をかけたきた台風十五号は先ず、養殖場北側にあつた個人のかん水養殖用台船

の二隻を流して終った相です。流れ出した台船はアツと云う間に四ツのイクスにぶっかり乍ら南へ流れ去ったと云うのですから、この時にイクスから出て居る多くの錨綱を切ったのではないのでしょうか。ともかく四ツのイクスの内、残ったのは一番南の一つだけで、後は皆な縦横にクモの巣のように張りめぐらした錨を振り切って流れて終ったと云うのです。そして流れたイクスの内二つは養殖場東側の成山島に打ち上げられ中の魚八千尾はすべて逃げ、もう一つは引きつった錨にかりうじて支えられ海岸寸前で止り、中の魚は無事であったと云う事です。

四つのイクスの内、二つが助かったことを「不幸中の幸い」と云いたくありません。不幸の中に果して幸い等有るものかどうか。一五〇匆にまで生長した養殖ハマチは一尾で一五〇円も二〇〇円にも売れるのです。しかしこのハマチは決してひとりて出来たものではありません。不安を抱く人々を説き、金策に走り入手困難な稚魚を確保し、餌の補給に頭を痛め、眠られぬ風の幾夜かを過してこそ初めて出来るものなのです。

思えば兵庫県のかん水養殖にとっ

て今年は実に悪い年でありました。福良の場合であっても去年の成功にひきかえ、今年も惨澹たるもので、稚魚入手の失販に続いて寄生虫の大発生、そして台風による仕切網の流失と完全な敗北でありました。

「一勝二敗」と云うべきでしょうか。去年の福良は文句なしに勝ち、今年も文句なしに負けました。又、勝つと思つた今年の由良も最後になつて遂に敗れ去りました。

ここで敢えて負け惜みを云いたいと思ひます。勝負がこれで終りと云うなら、なる程「一勝二敗」で負けかも知れませんが、まだこれから勝負が続くのなら何んとも云はれませ。それどころか、実は勝負はまだ始まつたばかりかも知れないと思つているのです。



漁業今昔

いわしの巻 (1)

平岡安民

内海のいわし

平安朝の才女紫式部が或時好物のいわしを焼いていた。これを見つけた彼女の兄キが声をあげまして

「宮廷に仕へる身が下婢のわざをなすさへあるに、脂くさい煙を立て、いわしを焼くとは何たるはしたなき所業」とたしなめた。

式部は嫣然一揖して一首の歌を詠んだ。下の句は忘れたが「日の本に召さぬ人なき岩清水云々」というのである。これには兄キも一本まいて引き下がったということだ。いわしをきらう人のうち何人かは見栄でこれを卑しむ近づかぬのである。さすがに紫式部ともなれば味覚においても一見識をそなえていたようだ。しかし貧乏でいわししか買えなかったというのが真相である

のかも知れんがそれはどっちでもよい。

とにかく外海でとれる大羽いわしの塩焼きを内臓ごと食うあのうまみというものは何もかも及ばない。更に内臓の塩からに至っては酒盗以上のものである。

内海のいわしは大部分かたくちであるが年によってまいわしの稚魚がまじることもある。このいわしは外海内海共に減ってゆく。「いわしが減った」というなげきは大正の初年から老人たちによって洩らされたが、その後これに拍車をかけたものが漁船の動力化である。動力船の普及は、なるほどいわしのみならずすべての漁獲を飛躍的に上昇させた。けれども減りゆく魚に追打ちもかけたこの結果は、山林の濫伐にも似た一時的な空利をもたらしたに止

まるもので、魚族の悲劇そして漁村の悲劇は漁業のキカイ化にはじまつたといえぬこともない。

亡父はいわしの稚魚がとれるたびに、この一升が親いわしになれば船一杯になる、惜しいものだ、いわしの稚魚採捕を法律で禁止するくらいのことをやらねば、やがていわしは滅び、他の魚も絶え、そして漁師もほろびるだろうと暗い表情でよく語っていたものだが、もちろん人々によって杞憂として又幼稚な理想論として一笑に附されていた。

そういう資源問題などという理くつは別にしても

「ヨッシン ヨイサ ヨイサ」とかけ声も勇ましく櫓を漕いでいわしを追い、たいをとっていた頃ののんびりした漁村の空気、すなわち風景は一変した。同じ貧しさのうちにも、今の漁師のように目の色変えた切迫感がなかったその頃の、のどかな漁村がなつかしい。

いわし巾着網の乗組員は赤鉢巻に赤禪といういでたちであった。生白いやせ男が赤禪でもしめようものなら、道化者にもならぬこっけいなだけの姿になるだろうが、筋骨隆々たる赤銅色の裸身には、赤はちと赤ふんはよく似合ったものだ。エキゾチ

ックでもあるが、勇壮豪快な感じでこれがほんとうの海の男だという印象を与えたものである。

内海特有の無風のキラなぎで、夏の太陽は容赦なく照りつける。だがこの赤銅のはだには日やけということはないから皆赤ふん赤はちだけの素裸で櫓を押し網を曳くのである。

いわしの移動する方向へ先き回りをしして網を入れねばならぬので、魚群を追い越すためには三十分でも一時間でも、渾身の力をこめて刃だけで十八尺もある大きな櫓を押しまくらねばならぬ。汗は河のように流れ呼吸は苦しく目がくらみそうになつてくる。この時分に

「ヨッシン ヨイサ、ヨッシン ヨイサ」というかけ声が一時きは高く上がってくる。気ちがいのような喊声をあげて突げきする兵士のように、半ばヤケクソになってへたばりそうになる自分自身をはげまし叱りつけ、同時に周囲へもどなりつけるつもりで腹の底からかけ声を張り上げるのである。今ならば真黒い排気をもくもく上げて焼玉が赤熱するという所である。

ようやくいわしの群のはるか先きへ出たのでもう網を入れる頃合かと

思う時分、いわしの方で船のけはいに気付いたものか否か、急に魚群が方向転換をやることもある。こうなると一と休みしたいくらい疲れているもそうはゆかぬ。又ぞろ一段かけ声高く

「ヨッシン ヨイサ、ヨッシン ヨイサ」がはじまるのである。こうしてやつのことで魚群の先頭に出て網を入れかけると更に馬力をかけて櫓を押しねばならぬ。網を入れ終ると岩方の環網を巻き上げるために、ロクロの周囲を巻棒に取りついてグルグルと廻らねばならぬ。のどかな漁村といったけれども、一とたび漁場にのぞんだ時の意気といひ体力といひ、到底いまの若者たちには見出せないものがあつた。海上とはいへ無風の午下りときたら三十六七度にも上っている。キカイならオパーロードを三時間も通したというに等しいもので、ふき出る汗が目に見えこんで全く目くらむ思いであるが、それでも弱音を吐くものは一人もない。

「エイヤ、エイヤ」というかけ声にも力がいりデッキ板を踏み鳴らして走るのである。このとき一人が柄長と称する長い杓をもって海水をくみ上げ、ロクロの周囲を走る人々

の頭からジャンジャンと火事場に水を注ぐようにぶっかける。この頃になると体力のよわい何名かはロクロ棒につかまって走っているだけというのもあるのだが、海水を頭上から或は真向正面から浴びせかけられるので元気が出て棒を前に押す力もわいてくる。

環網を巻き終れば先づいわしは完全に網の中に収まったわけであるが一息つく間もなく網を繰り上げねばならぬ。これとて専ら体力による外ない。

「エイヤ エイヤ」

「ヨーシメ ヨーシメ」

「ヨーシメタ ヨーシメタ」

こうしていわしはしめ付けられた魚取りから手船に積みこまれ、今度は手船乗りの力漕によって陸岸へ運ばれる。

いわし巾着網の活動がはじまると漁家は沖の様子に全視聴を集中するのは勿論、小高い畑の上や山中の木蔭から百姓の人々も自分の仕事はそっちのけで鍬を投げ出して、二組三組と漁獲をきそう巾着船団の動きを手に汗にぎる思いで見物するのである。観戦も年期を入れると、

「ああ一寸網が近すぎた」

「今度はうまいことはいったぞ」

「これは平子かたくち交りだな」
 こんな調子で山船頭が無数に現れてくる。人ごとならず力がいいるのだが、それもその筈、うまく巻いて手船に満載して陸にこぎつけるのを見ると、手に手にかごをバケツを提げて、さいもらいが海岸へ押しよせてくる。農家もいわし大漁の余沢にあずかるわけである。山から出てきた見も知らぬ人々に、かごでも一ぱいバケツでも一ぱい気前よくバツパツと呉れてやる習慣なので、惜しむ気色もない。店頭にならんだお客をさばくように漁師たちは手ぎわよくサービスにつとめるのだ。

その頃までの巾着網は手すきの網地を使っていたから、二十三節七十五反として節数一億六千万になる。これを一人一日一万節すいたとして一万六千日即ち四百四十年を要する。この網が高価なものになるのは当然である。夏漁期で網のくされも早く鎖却は容易でないから、どの網組も莫大の借財を背負っている。しかもとりあえず若干の配当が得られるいわし漁期を待つために苦しい冬柝れ春窮期を切り抜けてきた今日の漁である。血の色をした小便が出るというほどの殺人的労働の収獲であるいわしを、農家の人たちにばらま

いてよいほどもうかり過ぎて居らぬことは漁師自身も知っているのであるが習慣というものは恐ろしいもので、いわしは大漁のときはこうしてわけてやるものだという彼等の信念は動かしがたい。これに反対の意見でも出そうものなら、きたないことをいうやつと漁師仲間からけいべつされるのである。漁村ののどかな雰囲気と、漁家の非経済性と、これらはすべて漁民の恬淡さから生まれたものである。

さてこのような網入れ網上げを二回もやると腹がペコペコになっていく。そこへ陸から手船で握り飯を運んでくる、それを我先きにとつかんでむさぼり食うのだが、空腹には塩味だけの握りがこの上なくうまい。沢庵なんかあってもなくてもよい。しかし時にはかつをが網に入ることがあって早速さしみをつくり五百匁位のやつを一人でやつつけたという勇士も現れてくる。こんなものがないときは米一合位の握りを二つ三つ位平げぬと満足できない。若い者なら一日一升五合位食うのは普通である。

こうして終日働いて漕ぎ帰ると、網を砂浜にのびし波打際にならんで物指様の竹で網に刺したいわしを叩

きおとして網をよく洗い、再び船に繰りこむ。次は船を砂浜へ引上げる作業であるが、これとて肩の力を主にして滑車を利用した綱を曳いてこれを助けるくらいのことである。港がないのでいくら夜おそくなくても船を曳上げることになりめられているから別に大儀とも思はない。このあと綱がむれぬように木の台数個にとりわけて風通しをよくせねばならぬ。

これで一日の作業は終わったので夜食を食うて家に帰り寝るのは夜半を過ぎていく。横になっても、猛烈な労働のために筋肉や関節が一種の炎症を起していて、全身が痛む。輾転反側するうちに夏の短夜は明けそめてくる。ホラ貝が鳴りひびいていく。これを聞くとからだはシヤンとして又一日の仕事に出かける力がわいてくるのである。

私の少年の頃、大人同志が「今年はいわしが少いので病人が出ず村の医者がサッパリ駄目だとこぼしていた」という話をしているのを聞いて、子ども心にも心外と聞こえ、あの立派な人格者の医者がそんなことをいう筈がない、きつと医者のお腹を推量しての悪口だろう、そうあってくれればよいがと、無性にそれが気

になったことを覚えていく。
 極度の過労に過食不摂生が避けられぬので、病人の発生がいわしの漁に比例して起っただろうことは察しられるところである。

大正年間、その頃はまだいわしも多かった。関東震災のあった十二年秋の一日、夕方からいわしの群が海岸を埋めていた。その時巾着網は西浦へ出漁して留守であり人手もなかったので地曳網をおろすことができず、三十ひろ位の長さのべら曳網を出してきて、病気でブラブラしていた私が指揮者となり隣の武さんというこれも半病人の若者が相棒となつて、近所のばあさんたちを集めて、夜半過ぎまで何十回とこの網を曳いたが一回に何十貫何百貫といわしはいった。この日は昼から竹棹で海をたたいたら何升かといわしが浜へ飛び上るので、いくらでも拾えるというありさまであった。二ひろ位の浅い所であるが、はまち、はも、たちうをなども沢山交っていた。

この時分までのいわしは野山の雑草か何かのように思はれていたのだから自然そまつに扱われたものだ。

「いわしやさかなか」という文句がいろんな語呂あわせの冒頭に出てきたもので、「梅雨のうちのいわし

は海一ぱい」ともいわれ、この季節には薄い魚群が海面一帯に群がっていた。秋になると「餌づきはも」といってはもがいわしを食いすぎて動けなくなっているので手くり網でたやすくとれるといはれていた。このはもが漁師のように病気になるたか

否か、そこまでは聞かなかったが。又大量にとれたいわしは加工ができず砂浜に生干しの肥料としてバラまかれていたが、雨天で乾きそこなった時は悪臭を放って村中を辟易させたということも珍しくなかった。

研究紹介

日本産魚類の稚魚期の研究(第一集)

九州大学水産学第二教室

九州大学の内田恵太郎博士をいただくこの研究室は、魚類の卵、稚魚の研究で名がとおっている。昨年、科学雑誌「自然」に数回にわたって通俗的な解説が連載されたことがあるが、今回は昨年度の農林漁業研究補助金によって、積年の研究をまとめた専門的な研究が印刷発行された。(本文八九頁、図版八六葉) 専門書であるから、興味をもって読みくだすことは困難であるが、なかには意外な事実を教えられる。たとえば――

九州大学の内田恵太郎博士をいただくこの研究室は、魚類の卵、稚魚の研究で名がとおっている。昨年、科学雑誌「自然」に数回にわたって通俗的な解説が連載されたことがあるが、今回は昨年度の農林漁業研究補助金によって、積年の研究をまとめた専門的な研究が印刷発行された。(本文八九頁、図版八六葉) 専門書であるから、興味をもって読みくだすことは困難であるが、なかには意外な事実を教えられる。たとえば――

類の稚魚にくらべて、より側扁して体高は高く、大きな頭部の外廓線がまるい点ではサバの稚魚に似ているが、前鰓蓋骨と鰓孔上端部に棘のあること、筋節数の少いことなどによってマサバと区別される。(七一頁)

成魚であれば、サバとマダイを見誤る人はあるまい。たとえ料理されていても、区別がところというものである。それが稚魚ではよく似ている、というのである。稚魚の種類をみわけることがどんなにむづかしいことか、そして資源研究という仕事

台風十五号の水産被害状況

九月二十六日紀伊半島に上陸し本土を横断した伊勢湾台風は、日本観測史上三大台風と言われるマンモス台風であっただけに東海地方を中心に広範囲にわたり大きな災害を蒙りました。本県では、但馬、丹波地方が豪雨による河川の氾濫で農業関係に二十数億円に達する被害がありました。水産関係は最悪の事態を免れ但馬と淡路西浦、南浦に漁港の損壊や漁船の流失、破損で約一億円の被害を受けました。特に順調だった福良と由良のハマチ養殖場が施設の損壊で魚を流失したことは大きな痛手でした。

本県水産関係の十月五日現在の被害概況は、次のとおりです。

漁 港	市町村営漁港	一港	一六、八〇〇千円
	県営漁港	七港	七九、四二〇千円
漁 船	全損二一隻	分損七三隻	二、七二六千円
漁 具	一〇件		六六〇千円
共同施設	四二件		二、三四〇千円
養殖施設	三カ所		一、〇八六千円
養殖物	ハマチ一四千尾		二、八〇〇千円
漁 家	一一六戸		七七三千円
非共同施設	五九件		一、四三〇千円
船具、副漁具等	六六件		一、八一四千円
合 計	一五市町村	三三漁協組	一〇九、八三九千円

(水産課調整係)

の困難をいくらかでも察してもらえらるであろう。

この本は、主として海産魚七八種の卵、仔、稚魚の性状を記述したもので、対馬暖流の開発調査の研究などが発展総合された。日本近海産の魚類は一千種以上に及ぶから、到底まだ系統的に稚魚を分類するには至

(水試・K生)

われらの漁民銀行

兵庫県信用漁業協同組合連合会

会 長 島 田 文 治 郎

本 所 兵庫県立水産会館内 直通電話⑥0193
但馬支所 香住町中浜頭 香住125

購 買 品 は 漁 連 て

兵庫県内海漁業協同組合連合会

会 長 三 浦 清 太 郎

本 部 兵庫県立水産会館内 直通電話⑤3424—5
明石油槽所 明石市船町 明石3207
富島油槽所 北淡町富島 富島 66
仮屋出張所 淡路町仮屋 仮屋 59

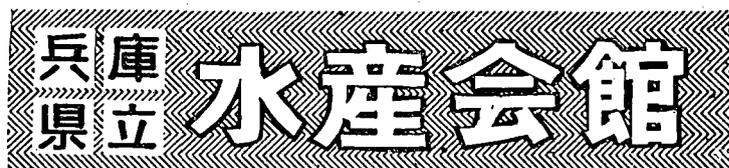
購 買 品 は 系 統 利 用

但馬漁業協同組合連合会

会 長 西 上 重 式

城崎郡香住町香住 電話香住154

神戸市兵庫区
新在家町



電話⑤8301(事務所)

電話⑤9563(宿泊所)